JS47BE平成29年１月発行　第176号



南河内普及だより

　富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村



「 みな･さんマルシェ」開催！！

～南河内の農産物直売所と移動販売車が“初コラボ”～

　平成28年11月19日（土）、さやか公園（大阪狭山市）において13回目となる「大阪産（もん）フェア ～みな・さんマルシェ～」が開催されました。

　南河内地域の農産物直売グループ（14団体）の集まりである南河内産直ネット（み･な･さ･んネット）が、地元で採れた新鮮な野菜や果物等の農産物や、もち、米粉パン、ジャムなどの自慢の手づくり加工品を販売し、たくさんの来場者で賑わいました。

　特に、今回は当事務所のコーディネートにより「直売所」と可愛くておしゃれな「移動販売車」とのコラボが実現！事前に食材やメニューについて意見交換し、伝統野菜やエコ農産物等、直売所自慢の農産物を使って “オムライス（さつまいもソース）や田辺だいこん入り豆乳シチュー、米粉ワッフルやプチみかん入りクレープ”等、５台の移動販売車により個性的な飲食が提供され、その場で南河内産の味を楽しむことができました。

　また、１回あたり500円以上の購入者に抽選券を配布し、参加直売所の商品が当たるくじ引きも行い、当選者はエコ米シフォンケーキやバジルソース等の景品を嬉しそうに受け取っていました。

　来場者からは「今年は野菜が高いので、新鮮な野菜が安く買えてうれしい」、「またやってほしい」等の喜びの声が聞かれました。

▲　新鮮な農産物の販売

当事務所では南河内管内の大阪産（もん）をより多くの消費者に知ってもらい、食してもらえるよう、み･な･さ･んネットの地産地消活動を引き続き支援していきます。



▲　ほうれん草の米粉

ワッフル

旬の大阪産（もん）～いちご～

南河内地域では昭和30年代頃から本格的にいちご栽培が始まり、現在20名以上の方が施設栽培を行っています（栽培面積：約２ha）。主な産地は富田林市と河南町ですが、近年は千早赤阪村に若い新規参入者が増えつつあり、今後の有望品目として期待されています。

品種は「とちおとめ」、「かおり野」、「紅ほっぺ」など様々な品種が栽培されており、これから春先にかけて地元の直売所にならびます。ぜひ南河内の美味しいいちごを味わってみてください。

**大阪エコ農産物認証制度を改正しました**

**～ここがポイントです！！～**

エコ農産物は、平成13年12月に制度が発足し、15年が経過しました。今回の改正は、『エコ農産物が環境保全に貢献する取組であることを府民にもっとPRすること』と『制度の信頼性を確保しつつ運営改善を行うこと』を目的として行いました。

平成29年1月申請から適用されますので、申請される農業者のみなさんは次のポイントに御留意ください。

***＜ポイント１＞ 認証マークの改正***

　エコ農産物のロゴマークについて、現行マークの「エコ坊や」から、大阪産（もん）ロゴと一体となった新マークに変わります。キャッチコピーや地域ブランド名（＊）も付記できるようになりました。また今までの「５割削減」の表記に加えて、農薬・化学肥料不使用の場合は「不使用」と表記できるようになりました。

なお、新認証マークの使用開始は平成29年４月以降に出荷される農産物からです。現行マークも引き続き使用可能です。

（＊）



＜新認証マーク＞

＜現行マーク＞

***＜ポイント２＞ 制度内容の改正***

1. **自己点検シートの提出**

申請及び実績報告時に、生産者として必要な取組事項をチェックする「大阪府認証エコ農産物自己点検シート（大阪版簡易ＧＡＰ）」を提出していただき、エコ農産物の信頼性を高めます。

**(2)栽培基準におけるリン酸基準の廃止**

今まで肥料の申請には、窒素とリン酸の化学肥料施用量について基準が設定されていましたが、制度発足当初に比べ化学肥料の使用量が減少していることから、国の特別栽培ガイドラインにあわせて、リン酸の基準を廃止しました。

この改正に伴い、申請・報告に関する様式も一部変更しています。詳しくは各市町村等エコ農産物推進協議会（各市町村農政担当部署）にお問い合わせください。



～経営に役立つ情報がいっぱいです！～

大阪産（もん）ロゴマーク使用許可事業者に配信される『大阪産（もん）ロゴマーク使用事業者メール』をご存じですか？イベント出展やセミナー、商談会など販路拡大に役立つ情報が盛りだくさん。JAグループ大阪の組合員の方なら誰でも本メールに登録することができます。

登録を希望される方は、題名に『大阪産（もん）情報提供希望』と記入いただき、氏名（団体の方は団体名も）、e-mailアドレスを御記入の上、【e-mail】ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp又は【FAX】06-6210-9604で、大阪府環境農林水産部流通対策室大阪産ブランド推進グループまでお申し込みください。

大阪府南河内農と緑の総合事務所　　　　　　　　　　　平成29年１月発行　第176号

〒584-0031　富田林市寿町２－６－１　南河内府民センター内/TEL0721(25)1131 FAX0721(25)0425

ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/minamikawachinm/m\_index/index.html

普及だよりは2700部作成し、一部当たりの単価は9.0円です。